

健康・医療戦略に係るIT総合戦略室の主な取組みについて

平成27年6月17日

健康・医療戦略に係るIT総合戦略室の主な取組みについて

1. 情報の円滑な流通等の促進に向けた新たな法制度の創設 …… 1

1. 情報の円滑な流通等の促進に向けた新たな法制度の創設

「戦略」における該当箇所

(4) 世界最先端の医療の実現のための医療・介護・健康に関するデジタル化・ICT化に関する施策

【これまでの実行状況】

個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの利活用を促進することによる、新産業・新サービスの創出と国民の安全・安心の向上の実現及びマイナンバーの利用事務拡充のため、「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案」を第189回通常国会に提出した。

パーソナルデータの取扱いについては、個人情報の定義を明確化し、適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保するとともに、個人情報保護委員会を新設することとし、番号利用法については、預貯金口座への付番、特定健診・保健指導に関する事務における利用、予防接種に関する事務における連携等が可能となるよう改正する。

【今後の取組み方針】

マイナンバー制度の運用開始、パーソナルデータに関する法律の見直し等により、IT利活用の基盤が整いつつある中、IT利活用による国民の生活や経済活動における利便性と真の豊かさを実感できるようにするために、電子的処理や情報の高度な流通性の確保等を基本原則としつつ、安心・安全な情報の流通を担う代理機関（仮称）の創設、マイナンバー制度等を活用した各ライフイベントに応じた申請等の手続の電子化・ワンストップ化、シェアリングエコノミー等の新たな市場を活性化させるための措置について検討を行い、次期通常国会から順次、必要な法制上の措置等を講ずる。

情報の円滑な流通等の促進に向けた新たな法制度の創設

- 来年1月のマイナンバー制度の運用開始や、パーソナルデータの利活用に関する法律の見直しなど、**必要な情報通信技術（IT）を利活用するための基盤が整いつつある。**
- さらに、**国民が日々の生活や経済活動において、IT利活用による利便性を真に実感できるよう、上記のようなIT利活用の基盤を活用し、安心・安全に情報の円滑な流通を加速するための法制上の措置を、次期通常国会を目途に講じることとする。**

<IT利活用促進に関する法制度>

基本原則

- ① 電子的処理の原則 ② 情報の高度な流通性の確保の原則 など（※）

※その他、行政情報共同利用の原則、情報通信システムの共通化・標準化の原則、情報通信技術の進展を考慮した規制等の見直しの原則等を基本原則として規定することを想定

【パーソナルデータの流通の高度化】

- パーソナルデータの円滑な流通を担う代理機関（仮称）の創設 ⇒ 認定事業者制度の導入、パーソナルデータの取扱いルールの特明確化 等

【ライフイベントにおけるマイナンバー制度を活用した電子化の加速】

- マイナンバー制度を活用した、申請等手続の電子化、ワンストップ化の推進(引っ越し、死亡等)
- 各種IDとマイナンバーの紐づけなどの促進による電子化の推進

【商取引の円滑化】

- 新たな市場の活性化（シェアリングエコノミーを見据えた制度見直し）
- ※ **オンライン手続に係る棚卸**
- 各種手続の状況調査を踏まえたオンライン化の促進

国民が真に利便性を
実感できる社会へ

IT利活用基盤

（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法、マイナンバー法、個人情報保護法 etc）

参考：安心・安全に情報の円滑な流通を担う代理機関（仮称）の創設

産業競争力会議
課題別会合（第6回）
山口大臣提出資料より抜粋

本人同意に基づいて**情報を管理委託できる代理機関（仮称）**を置く。
これにより、パーソナルデータの**低廉・円滑な流通を図るとともに、広く国民が付加価値サービス**を享受できるようにする。



【認定事業者制度の導入】

- 認定事業者制度による公平性・客観性等の担保
- 公的機関等の保有情報の取得権限の付与 等

【パーソナルデータの収集と利用に係るルール明確化】

- 包括同意、利用目的変更の在り方 等

